

令和 5 年度原子力規制委員会  
第69回会議議事録

令和 6 年 3 月 13 日 (水)

原子力規制委員会

令和 5 年度 原子力規制委員会 第69回会議

令和 6 年 3 月 13 日

9 :30～10:45

原子力規制委員会庁舎 会議室 A

議事次第

議題 1：標準応答スペクトルの取り入れのための後段規制の経過措置の終期を定めるための規程の決定

議題 2：九州電力株式会社玄海原子力発電所 3 号炉の高経年化技術評価等に係る原子炉施設保安規定変更認可

議題 3：原子力規制委員会行政文書管理要領の改正

○山中委員長

それでは、これより第69回原子力規制委員会を始めます。

本日は、伴委員がアメリカで開催されるRIC2024(NRC規制情報会議-2024)に出席のため、欠席でございます。

最初の議題は「標準応答スペクトルの取り入れのための後段規制の経過措置の終期を定めるための規程の決定」です。

説明は、技術基盤課の藤森調査官からお願ひいたします。

○藤森長官官房技術基盤グループ技術基盤課企画調査官

技術基盤課の藤森でございます。

それでは、資料1に基づきまして御説明させていただきます。

まず「1. 趣旨」でございますけれども、本件は、標準応答スペクトル取り入れのための後段規制に係ります経過措置の終期を定めるため、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部を改正する規程、この改正案について、令和5年12月13日の第52回原子力規制委員会におきまして実施が了承されました意見公募、これについて提出された御意見に対する考え方の了承を諮るとともに、改正解釈の改正の決定について諮るものとなってございます。

「3. 意見公募の実施結果」でございますけれども、意見公募につきましては、令和5年12月14日から令和6年1月12日まで30日間実施いたしまして、トータル14件、延べ提出意見としましては18件提出されております。

それでは、具体的な御意見とそれに対しての考え方につきまして、通しの4ページ目以降で御説明させていただきます。

まず、No.1からNo.5の御意見になりますけれども、標準応答スペクトルの取り入れに関しまして、経過措置の猶予期間は必要ない、あるいは運転を停止させて対応させるべきなどの意見となってございます。

御意見に対する考え方でございますけれども、昨年11月の原子力規制委員会（令和5年度第48回原子力規制委員会（令和5年11月29日））におきまして、経過措置に関わる基本的な認識、考え方をまとめていただいたところでございまして、当該資料については、本日の資料の参考2として21ページ目以降にも添付しておりますけれども、バックフィットとして即時に適用する必要はなく、一定の経過措置期間を設けるものとした考え方を二つ目の▶（矢羽根）から記載してございます。

まず、標準応答スペクトルとこれまでの審査で用いてきた留萌地震の応答スペクトルの間には大差はないということで、これまでの留萌地震を基にした審査の結果を否定するものではないということが一つ。

それから、標準応答スペクトルの取り入れはあくまで基準地震動の策定プロセスを改善するものでございまして、基準地震動自体は見直される可能性はあるものの、規制上の要求レベルを変更するものではなく、あくまで策定プロセスの改善であるということが一つ。

これらの理由から、即時に適用する必要はなく、一定の経過措置期間を設けるものとしたとの考え方をまず記載してございます。

その上で経過措置の期間については、三つ目の▶になりますけれども、まず、設置変更許可を得るまでに3年間の経過措置を設定した上で、設置変更許可以降の後段規制の経過措置については、施設への影響の詳細、あるいは工事の規模・見通し等が許可の審査の段階で明らかになるという性質があるため、後段規制の経過措置については改めて設定するとの方針とした経過措置を令和3年4月（令和3年度第5回原子力規制委員会（令和3年4月21日））に決定いただいたところとなってございます。

5ページ目の最初の▶でございますけれども、その後、許可の審査が進みまして、昨年、令和5年11月の意見聴取会（第4回震源を特定せず策定する地震動（スペクトル）の規制導入の経過措置に係る意見聴取会（令和5年11月2日））におきまして事業者から施設の影響の詳細や工事の規模・見通し等を聴取しましたが、その意見聴取の結果、あるいはそれまでの許可での審査の状況を踏まえても、経過措置の設定の考え方、方針を覆すほどの特別の事情は認められないという認識の下、後段規制の経過措置について検討いただいたところでございます。

二つ目の▶でございますけれども、後段規制の具体的な終期については、継続的な安全性向上の観点から合理的期間内に完了する必要があるということを踏まえつつ、事業者からの意見聴取結果、あるいは我々の側の後段規制の審査・検査に要すると見込まれる期間も考慮いたしまして、許可の経過措置の終期である令和6年4月20日から5年後の令和11年4月19日以降、最初の定期事業者検査終了日までとすることとしたと。

以上のように、これまでの経過措置の設定に関わる経緯、考え方を改めて記載いたしまして回答とさせていただいております。

続きまして、通しの6ページ目以降、No.6からNo.13の御意見になりますけれども、No.1からNo.5の提出意見と同様に経過措置は不要で運転を停止させて対応すべきという意見、これに加えまして、その理由として、標準応答スペクトルの策定が妥当ではないという意見や、意見公募期間中である本年1月に発生しました能登半島地震（令和6年能登半島地震）の知見を直ちに反映すべきで、新知見が確定し反映されるまでは再稼働を認めるべきではないなどの御意見になります。

例えば、No.6の御意見中の（2）を見ていただきますと、標準応答スペクトルは対象とした地震動の全てをカバー（最大包絡）していないということで小さめなものとなっているという意見や、No.6の（3）では、標準応答スペクトルの検討対象としている地震の範囲、これが（モーメント）マグニチュードでいいますと5.0～6.6となりますけれども、この範囲が狭く、能登半島地震の（気象庁）マグニチュード7.6も考慮して、地震動を直ちにプラスアップすべきなどの御意見となってございます。

御意見に対する考え方といったしましては、一つ目の▶では、まず、経過措置の設定の考え方については、No.1からNo.5の御意見を参照してくださいと回答してございます。

標準応答スペクトルの策定やその妥当性については、令和元年8月に取りまとめられました報告書、全国共通に考慮すべき「震源を特定せず策定する地震動」に関する検討報告書（令和元年8月7日）、この報告書について、次のページにも引用の上、原子力規制委員会のホームページ上の報告書の該当のURLも掲載しておりますけれども、この報告書においてまとめられておるところでございます。

御存じのとおり、この検討チームには石渡委員も御参画いただいておりまして、また、外部専門家にも参画いただいた上で取りまとめられたものとなってございます。意見に対する考え方としては、この報告書から関係部分を引用し回答してございます。

まず、地震の範囲を（モーメント）マグニチュード5.0～6.6に設定しているということにつきましては、二つ目の▶でございますけれども、標準応答スペクトルが震源を特定せず策定する地震動のうち全国共通に考慮すべき地震動として策定したものでございまして、その策定に当たっては、地域的な特徴を極力低減させて普遍的な地震動レベルを設定するため、地表に明瞭な痕跡が見られない地震、これが（モーメント）マグニチュード6.5程度未満でございまして、推定誤差等を考慮しまして（モーメント）マグニチュード6.6までの範囲として、その範囲の地震観測記録を統計処理している旨、回答しております。

また、対象とした地震動全てをカバーすべきとの御意見に対してでございますけれども、こちらは三つ目の▶でございますが、標準応答スペクトルの策定に当たっては、検討の対象とする地震動が地盤特性や解析・処理に係る不確実さを含むこと、それから、個々の観測記録には大きな山谷がある一方、標準応答スペクトルの策定の基としている非超過確率別応答スペクトルは、周期ごとに応答値を算出して、それをつなげているということで、保守的なスペクトルレベルになっているということを踏まえて、最大包絡する考え方とはならないこととしているという旨を回答してございます。

また、四つ目の▶でございますけれども、標準応答スペクトルの策定手法については、他分野、例えば、鉄道等でございますけれども、他分野の事例も踏まえて検討を行ったこと、それから、策定された標準応答スペクトルの妥当性、これにつきましては、地震動の年超過確率が $10^{-4}$ から $10^{-5}$ の範囲であるということの確認、あるいは距離減衰式等、ほかの手法による応答スペクトルとの比較も行うなどによって、妥当なものであるということを判断している旨を記載してございます。

最後の▶ですが、「なお」で記載してございますが、元々審査で用いておりました留萌地震、この留萌地震は周期帯によっては標準応答スペクトルに基づく基準地震動を上回る場合もあるということで、標準応答スペクトル取り入れ後も留萌地震による評価も併せて求めることとしている旨を追記してございます。

7ページ目の二つ目の▶でございますけれども、標準応答スペクトルの見直し、定期的なレビューについてでございますけれども、こちらは安全研究の一環として実施する計画となってございまして、具体的には標準応答スペクトルは2017年までの観測記録を基に策定されたものでございますが、それ以降新たに発生した地震のうち、対象となる地震の観

測記録を収集・解析しまして、定期的にその妥当性を確認しております、確認の結果、必要が生じた場合には見直しを検討することとしている旨を回答してございます。

また、能登半島地震に関する知見の反映については、三つ目の▶でございますけれども、関係機関等における調査・分析を踏まえつつ原子力規制委員会として調査を進めているところでございまして、反映すべき知見が得られた場合にはバックフィット等の必要な対応をとることになる旨を回答してございます。

続きまして、通しの10ページ目、No. 14の御意見になります。御意見といたしましては、令和5年11月（令和5年度第41回原子力規制委員会（令和5年11月1日））に川内原子力発電所1・2号炉の運転延長の認可がなされたけれども、標準応答スペクトル取り入れ前の古い基準地震動で耐震性が確認されたものであって、安全最優先とは無縁の対応ではないかとの御意見になります。

これに対しましては、川内の運転延長の認可の処分の時点では標準応答スペクトルの取り入れの経過措置期間中でございますので、処分時点において適用されている技術基準及びその解釈に基づきまして基準適合性を判断している旨、回答してございます。

続きまして、通しの11ページ目、No. 16の御意見になりますけれども、御意見の内容については、前半部分と後半部分に分かれてございます。

前半部分の御意見は、標準応答スペクトルの後段規制の経過措置の終期までに後段規制の手続が完了していない場合については、炉規法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）第43条の3の6の第1項第4号の基準、これは実用炉の設置許可の基準でございまして、具体的には災害の防止上支障がないものとして設置許可基準規則に適合するものであることということになりますけれども、この基準に適合していないということで、使用の前提条件を満たさないと理解でよいか確認したいとの御意見になってございます。

後半部分の御意見は、長期施設管理計画と経過措置の終期の関係につきまして、標準応答スペクトルの取り入れに伴いまして長期施設管理計画の変更が必要となった場合には、変更の認可を受けなければならないが、その長期施設管理計画の変更の認可の期限は、標準応答スペクトルに係ります経過措置の終期とは関係はないけれども、速やかに手続を行う必要があるものという理解でよいかどうか確認したいという意見になります。

これに対しましては、まず、前半部分の御意見に対しては、最初の▶になりますけれども、後段規制の経過措置の終期までに手続を完了していない施設については、使用の前提条件を満たさないものと判断することとしておりますけれども、どの基準に適合しないことを理由に判断するかというところは、その都度、原子力規制委員会における審議を経た上で決定する旨を回答してございます。

また、後半部分の御意見に対しては、標準応答スペクトルの取り入れのための経過措置の終期と長期施設管理計画の変更等の手続は、御意見のとおり、直接的には関係ないものということではございますけれども、標準応答スペクトルの取り入れのための設工認の認

可（設計及び工事の計画の認可）を受けた後に、後段規制の終期にかかわらず、速やかに長期施設管理計画の変更等の手続を完了させる必要があるという旨を回答してございます。

最後の御意見になりますけれども、通しの12ページ目、No. 18の御意見になりますけれども、経過措置の規定上「検査を終了した日」と規定しておりましたが、炉規法のほかの条文と同様に「検査が終了した日」とすべきではないかとの御意見になってございます。こちらは御意見を踏まえまして、規程案の修正を行うこととしたいと考えてございます。

改正案に対する主な御意見とそれに対する考え方を御紹介させていただきましたけれども、御意見を踏まえました具体的な修正については、13ページ目以降に別紙2として添付してございますけれども、17ページ目以降に参考1として見え消し赤字修正で添付してございます。修正箇所については、最後の御意見で紹介しました、18ページ目になりますけれども「検査を」を「検査が」に修正したものとなってございます。

それでは、1ページ目にお戻りください。

「4. 提出意見に対する考え方」、それから、5. の規程の制定についてでございますけれども、別紙1、別紙2のとおり了承、決定いただければと考えてございます。

施行日につきましては、原子力規制委員会の決定の日としたいということで、本日決定いただきましたら、本日付の施行としたいと考えてございます。

それから、最後、2ページ目の「6. 今後の予定」でございますけれども、令和5年11月の原子力規制委員会（令和5年度第48回原子力規制委員会（令和5年11月29日））におきましても、今後の対応方針として了承いただいた点を改めて記載しておりますけれども、事業者については、後段規制の対応等について、後段規制の経過措置の終期の設定にかかわらず、可能な限り速やかに完了させるべきであるということを踏まえまして、事業者に対しまして速やかに後段規制の対応等を完了するよう引き続き求めるとともに、その対応状況については継続的に確認していくと。その方針を改めて記載させていただいてございます。

説明は以上になります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○山中委員長

御質問、御意見等はございますでしょうか。いかがでしょう。

○石渡委員

一つ確認したいのですけれども、この御意見、それぞれきちんと御意見に対して考え方を述べられていると思いますが、一つ確認したいのは、令和11年までにバックフィットを事業者は終える必要があるわけですね。ただ、その時点で定期検査をやっているときは、その定期検査が終了するまでは終期が延ばされるということですね。そういう理解でよろしいですね。

○藤森長官官房技術基盤グループ技術基盤課企画調査官

技術基盤課の藤森でございます。

おっしゃるとおりの御認識でございます。

○石渡委員

その場合、それはあくまでも、だから、定期（事業者）検査をしている場合は終期が少し延びるということで、令和11年のその時点以後は、バックフィットへの対応が完了するまでは原子炉を運転してはならないということだと理解してよろしいですね。

○藤森長官官房技術基盤グループ技術基盤課企画調査官

技術基盤課の藤森でございますけれども、令和11年4月19日以後でも、その時点で運転していた場合は、それ以降、止まってから定期事業者検査が明けるまでということになります。

○石渡委員

そうですか。ちょっと待ってください。そうすると、それはいつまで運転できるのですか。

○藤森長官官房技術基盤グループ技術基盤課企画調査官

ですので、令和11年4月19日以後、最初に止まつたら、そこからは対応が完了するまでは再稼働ができないという状況になります。

○石渡委員

ですから、止まつたらという、その止まる時期というのは、一番遅い場合、どれぐらい先になるのですか。

○藤森長官官房技術基盤グループ技術基盤課企画調査官

仮に令和11年4月19日直前に運転を開始したら、そこから13か月程度は通常では運転できますので、13か月運転した後に止めて、その次の定期検査終了までには対応を完了する必要があるということになります。

○石渡委員

そうなのですか。そうすると、だから、要するに、運転期間というのは、しかし、事業者が基本的にそれを決めるわけですよね。ですから、そうすると、終期をここで令和11年4月何日ですか、それを決めるわけなのですけれども、実質的には、しかし、それ以後も原子炉がしばらくの間、1年以上にわたって動き続ける場合があるということになるわけですね、これは。

○藤森長官官房技術基盤グループ技術基盤課企画調査官

そういう場合も想定はされますけれども、わざとといいますか、基本的には今想定されている運転計画で運転されるものと。意図的に期間を延ばすようなことはしないと考えてございます。

○石渡委員

分かりました。そこのところが、この御意見の中にもはっきりそういうことまで想定した質問というわけでもなかったので、きちんと書いていないのですよね。今質問をして、その期間についての実際上どこまで運転ができるかということについて、はっきりしたと思います。分かりました。

○杉山委員

まず、今、石渡委員から御指摘のあった点ですけれども、これは昨年の原子力規制委員会（令和5年度第48回原子力規制委員会（令和5年11月29日））等で議論したときもそのことは既に認識されておりまして、ですから、これは事実上、最長ほぼ6年ですかという前提でこの議論を行っておりました。その中で、今回の条件を追加することのリスクの重さといいますか、現在の留萌地震を考慮してあるという状態との差を考慮した上で、この期間は容認できると議論されたと理解しております。

改めて、今回の質問のかなりの部分は、昨年の原子力規制委員会（令和5年度第48回原子力規制委員会（令和5年11月29日））で議論したことを探りお送りいただいたものと認識しております。ですから、そのときの原子力規制委員会としての考え方を改めて整理して、回答を用意していただいたと。なので、私はこれで問題ないと思っております。

ただ、あのときになかった情報としては能登半島地震ですね。このことについての御指摘、これはもう当然、こういう御質問が来てしかるべきといいますか、そして、能登半島地震について、これからきちんと情報を入手して、整理して、規制に反映すべきところを明らかにした上で対応を進めるということは当然でありますけれども、それをこのアクションの中に入れるということはやはり適切でない。

といいますのは、そちらの対応を待つ間、こちらは進まないわけですね。今、九州電力が進めようとしている工事も進められない状態とてしまうことは決してよいことだとは思っておりません。そういうことも含めて、今回のこの回答で私はよいと思っております。

以上です。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

どうぞ。

○田中委員

昨年11月（令和5年度第48回原子力規制委員会（令和5年11月29日））にもこれについていろいろと対応方針を議論し、2ページ目の「今後の予定」にも書かれていますとおり、事業者に対し速やかに後段規制への対応等を完了するよう引き続き求めるということをこのところにしっかりと書いていることは意味があると思います。

以上です。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

6ページ目の6番目についての御意見、これに対する回答というのは、これは標準応答スペクトルを取り入れるときに技術的な議論を行って、このような考え方で導入しますということを既に議論していますので、この部分については、もうこれで結構だと思います。

杉山委員の方からコメントがございましたけれども、7ページの一番最後の答えで能登半島地震に対する考え方を示しておりますけれども、石渡委員、この考え方でよろしいでしょうか。

○石渡委員

能登半島地震は規模からいっても非常に大きな地震で、これは原子力施設の新規制基準の適合性審査においては、震源を特定して策定する地震動の方に分類されるものだと思うのですね。ですから、その意味で、そちらの方については、今まで標準応答スペクトルが関わる（震源を）特定せず策定する地震動の方とは別にしっかり見ておりますので、これについては、もちろん今回動いた断層についての知見というのは、当然、今、審査の途中である、例えば、志賀発電所の審査においては当然考えなければいけませんけれども、標準応答スペクトルそのものについて影響を与えるというものではないと思います。

○山中委員長

ありがとうございます。マグニチュード5.0～6.6という範囲の標準応答スペクトルの考え方の範疇外のものであって、震源を特定せずというものにも当たらないという、そういう石渡委員の御回答を頂いて、この回答のままでいうことを御意見として頂きました。

それでは、別紙1のとおり、提出された意見に対する考え方を了承してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山中委員長

ありがとうございます。

その上で、別紙2のとおり、後段規制の経過措置の終期を定めるための規程の改正を決定してよろしいでしょうか。お一人ずつ御意見を頂きたいと思います。

○田中委員

規程の改定の決定をしていいと思います。

○杉山委員

決定してよろしいと思います。

○石渡委員

決定してよろしいと思います。

○山中委員長

私も決定してよろしいと思います。

それでは、そのとおり決定したいと思います。

以上で議題1を終了いたします。

次の議題は「九州電力株式会社玄海原子力発電所3号炉の高経年化技術評価等に係る原子炉施設保安規定変更認可」です。

説明は実用炉審査部門の塙部調整官からお願ひいたします。

○塙部原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

実用炉審査部門の塚部でございます。

資料2につきまして御説明させていただきます。

本議題につきましては、九州電力株式会社玄海原子力発電所3号炉の高経年化技術評価等に係る保安規定の変更認可の決定について、付議するものでございます。

経緯でございますが、玄海3号炉につきましては、令和6年、本年3月18日に運転を開始した日以降30年目を経過することから、昨年、令和5年3月13日に九州電力から、炉規法に基づきまして高経年化技術評価の実施及びその結果に基づきます長期施設管理方針の策定に関する保安規定の変更認可申請がございました。

なお、この申請につきましては、本年2月2日に一部補正されてございます。

3. でございますが、「原子力規制庁による審査」といたしまして、「審査内容」は、原子力規制庁は本申請に対しまして、原子炉等規制法第43条の3の24第2項各号のいずれにも該当しないかを以下のとおり審査を行いました。

審査の詳細につきましては、別紙の4ページ目以降でつけてございます。

1ページ目の方に戻りまして説明させていただきますと、①といたしましては、先ほど申しました炉規法の第1号の「許可を受けたところ等によるものでないこと」に該当しないことについては、以下のとおり確認をいたしました。保安規定に定めます高経年化技術評価等の実施について、設置許可の発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書の保守管理の内容と整合していることを確認いたしました。

②、第2号「災害の防止上十分でないもの」に該当しないことにつきましては、実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド等を参照いたしまして、高経年化技術評価が行われ、長期施設管理方針が定められていることを以下のとおり確認いたしました。

最後のポツでございますが、保安規定に基づく品質マネジメントシステム計画に基づきまして、高経年化技術評価の各プロセスが実施されていることを確認いたしました。

2ページ目の方に行きまして、最初のポツでございますが、こちらは運転状態でございますが、運転状態といたしましては、運転を断続的に行うことを前提とした評価及び冷温停止が維持されることを前提した評価の両者が行われております、また、これまでの国内外の運転経験でありますとか、最新知見の反映が行われていることを確認してございます。

評価対象機器・構造物につきましては全て抽出されていること、また、それら機器等に対しまして想定される劣化事象を抽出いたしまして、発生、又は進展評価が実施されていることを確認いたしました。

三つ目のポツといたしまして、低サイクル疲労、中性子照射脆化、照射誘起型応力腐食割れ等、いわゆる6事象に加えまして、本プラントの特徴といたしましては、コンクリート製の原子炉格納容器を用いておりますので、プレストレストコンクリート製原子炉格納容器のテンドンの緊張力低下という事象でありますとか、その他電気ペネトレーションの気密性の低下等の劣化事象が抽出されまして、これらにつきましては、現状保全を踏まえ

た技術評価が行われまして、現状保全を継続することにより健全性を維持できるということを確認いたしました。また、必要に応じまして現状保全に追加すべき保全策を抽出していることを確認いたしました。

また、耐震安全性評価といたしましては、それぞれ経年劣化事象を考慮した上で応力評価等を実施いたしまして、それぞれ発生応力等が許容値を下回っていることを確認いたしました。

また、耐津波安全性評価といたしましては、経年劣化事象を考慮いたしまして、構造強度及び止水性の観点から津波による影響が有意である機器・構造物を抽出した結果、評価対象は抽出されなかったことを確認してございます。

こちらから審査結果の内容について少し御紹介させていただきますと、4ページ目からが原子力規制庁がまとめた審査結果となってございます。5ページ目の方が目次になっておりまして、先ほどの炉規法の各号に関する審査結果をまとめてございます。

2.2以下がそれぞれの劣化事象につきましての評価結果になってございまして、具体的に御説明いたしますと、例えば、通しの9ページを御覧ください。こちらは低サイクル疲労の評価になってございますが、こちらにつきましては、評価の結果、疲れ累積係数が1を下回ることということが判断基準となってございまして、10ページ目の方に移っていただきまると、下の「③評価結果」のところにありますとおり、運転開始後60年時点における疲れ累積係数及び環境中疲れ累積係数が全ての部位で1を下回ったことを確認してございます。

また、その下の「施設管理方針」でございますが、こちらについては、評価を踏まえた施設管理方針でございまして、実績過渡回数につきましては、継続的に確認を実施していくという項目が挙がっております。

11ページ目の方で、中性子照射脆化につきまして今まで3回の監視試験が実施されておりまして、11ページ目の下から3行目のところでございますが、玄海のプラントといたしましてはMOX燃料（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料）を導入しているということで、MOX燃料の導入に伴います中性子の照射量の増加を考慮した評価が行われていることを確認してございます。

12ページ目の上段にあります「評価結果」でございますが、こちらにつきましては、加圧熱衝撃事象に対する評価結果でございますが、破壊靭性値が応力拡大係数を上回っていることを確認してございます。

同様に、中性子照射脆化に関する施設管理方針でございますが、こちらは14ページ目に記載してございまして、中性子照射量に関しましては、今後、原子炉の運転サイクル・照射量を勘案いたしまして、第4回の監視試験の実施計画を策定すると設定していることを確認してございます。

続きまして、ちょっと先になりますが、28ページ目のところが先ほど御説明いたしましたコンクリート製原子炉格納容器に関する評価でございまして、プレストレストコンクリ

一ト製原子炉格納容器のテンドンの緊張力低下ということで、こちらにつきましては、先行の審査事例としては、関西電力の大飯発電所3号、4号につきましてもコンクリート製原子炉格納容器を用いておりますので、評価方法等につきましては同じ結果になってございまして、c. で書いてある評価結果のとおり、60年時点におけるテンドンの緊張力は設計要求値を満足している、上回っていることを確認してございます。

その下の電気ペネットレーションの気密性低下につきましても、こちらも先行のプラントにおいても評価を行った実績がございますが、29ページ目の方で結果をまとめてありますとおり、IEEE（米国電気電子学会）の規格等を参照いたしまして、運転開始後60年時点において有意な気密性の低下と判断する値を下回ったことということを確認してございます。

通しの2ページ目の方に戻っていただきまして、最後のポツでございますが、高経年化技術評価の結果において施設管理方針を定めるとした項目が長期施設管理方針として適切に定められていることを確認いたしましたということで、参考1、通しの36ページ目となります。

こちらが玄海3号炉の長期施設管理方針となってございまして、最初のものが先ほど御説明した中性子照射脆化の関係といたしまして、今後の原子炉の運転サイクル・照射量を勘案して第4回監視試験の実施計画を策定するというものとなってございます。

二つ目は、先ほどの低サイクル疲労の関係といたしまして、実績過渡回数の確認を継続的に実施し、運転開始後60年時点の推定過渡回数を上回らないことを確認するというものでございます。

3番目につきましては、耐震評価から出たものでございまして、肉厚計測による実測データに基づき耐震安全性評価を実施した炭素鋼配管の腐食、こちらの流れ加速型腐食につきましては、今後、実測データを反映した耐震安全性評価を実施する。なお、設備対策を行った場合は、その内容も反映した耐震安全性評価を実施するということで、いずれも実施時期といたしましては、中長期、今後10年の間に行う項目となってございます。

また2ページ目の方に戻っていただきまして「(2) 審査結果」でございます。原子力規制庁は、審査の結果、本申請が原子炉等規制法第43条の3の24第2項各号のいずれにも該当しないことを確認いたしました。

「4. 保安規定変更認可処分」、こちらが原子力規制委員会決定事項となりますが、原子力規制庁の審査結果を踏まえまして、本申請については、原子炉等規制法第43条の3の24第2項各号のいずれにも該当しないと認められることから、同法第43条の3の24第1項の規定に基づきまして、別紙2のとおり認可することを決定していただきたいと考えています。

別紙2は35ページにつけさせていただいておりますが、認可に係る施行文案となります。

最後に、2ページ目の「その他」のところに記載しておりますのが長期施設管理計画の認可制度との関係でございますが、来年、令和7年6月6日にいわゆるGX電源法（脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律）

が本格施行いたしますので、本格施行後も当該プラントを動かそうという場合につきましては、長期施設管理計画の認可を受ける必要がございます。

説明は以上でございます。

○山中委員長

御質問、御意見等はございますでしょうか。

どうぞ。

○田中委員

一つ確認させてください。2ページのところで、本プラントの特徴としてということですレストレストコンクリートの話があって、これは大飯3・4号機もそれだったと思うのですけれども、こここの2ページの文章の中で「現状保全を踏まえた技術評価」「現状保全を継続することにより」とか「必要に応じ、現状保全に追加すべき保全策」と書いているのですけれども、現状保全はどういうことでやっているのか、どのような追加保全ができるのかをちょっと教えてください。

○塚部原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

原子力規制庁、塚部です。

こちらのテンドンに関しましては、検査として5年ごとにそれぞれ緊張力を実際に測るということを実施しております。その他、外見の目視点検という意味では、もっと頻度高く当該部分を検査したりとか、あと、実際にテンドンの定着部については、実際、中のグリースの成分を分析したりとか、そういう評価を現状保全としてございます。

追加保全でございますが、そういう意味で、テンドンの部分については、追加保全ということでは今回は抽出されておりませんで、現状、先ほど言ったように、定期的な緊張力の測定でございますとか、目視点検を継続することで設備の健全性は確認していくという結果になってございます。

○田中委員

どのようなことが起これば、必要に応じて追加保全するかというのはこれからだということですか。

○塚部原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

こここの必要に応じて、現状、追加保全をしている、追加すべき保全策というのは、先ほど御説明させていただいた36ページ目の長期施設管理方針としてどんなものを挙げたかということを記載した趣旨でございまして、個別のものについては、現状でもう満足しているという結果になってございます。

○山中委員長

そのほか、御質問、コメントはございますか。

どうぞ。

○杉山委員

今のコンクリート製の格納容器であるということの、それに関係したこと以外で、玄海

3号に固有の抽出された評価対象とか、そういうものがもしあったら教えてください。

○塚部原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

原子力規制庁、塚部です。

そういう意味でいいますと、PWR（加圧水型原子炉）については、かなりこれまで審査実績がございまして、全く新しいものという観点では余りなかったのですが、ただ、評価方法で評価に使っている、判断材料に使っている条件が違つたりとかいうことは当然しますので、そういう点も審査の方で確認いたしました。そういう意味では大きな違いはございませんでした。

○杉山委員

ありがとうございます。

もう一点、14ページで次回の第4回監視試験のことについて触れてありますけれども、これは、今後、今30歳の炉ということで、まだ当面運転は続くと想定されていて、今後の監視試験に関しては、頻度については合理化するというような議論は既に行つたわけですけれども、こちらのプラントに関しては、試験片の数の余裕という点ではどうなのでしょうか。

○塚部原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

原子力規制庁、塚部です。

そういう意味では、全部で6カプセル入っておりまして、今まで3個取り出しているということで、あと3個残っているという意味では比較的余裕はあるかなと思っております。取り出し時期については、実際はJEAC、日本電気協会の規格等に基づいてそれぞれ取り出し時期を事業者としては考えていくということになります。なので、比較的余裕があるということと、あと、照射量につきましても、3回目のデータでかなり高いところのデータまで取れておりますので、比較的余裕がありますといいますか、監視がきちんと行われているのかなと思います。

○杉山委員

ありがとうございます。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。

どうぞ。

○石渡委員

この審査書を拝見して、コンクリートの強度低下ということについて、いろいろな劣化の原因のそれに対して、施設管理計画として検査をどのようにやるかということが書いてあるわけですけれども、必ず書いてあるのがコンクリート構造物の定期的な目視点検を実施するということが書いてあります。

これは非常に大事なことだと思うのですけれども、目視というのは目で見るということですね。コンクリート構造物のようなものの劣化の点検ということでは、目で見るだけではなくて、やはりたたいて音を聞くというのが非常に私は大事だと思うのですよね。ハ

ンマーでこんこんとたたいて、その音を聞くというのが非常に大事です。これは目視点検ということの中にそれが入っているのだと私は思うのですけれども、そういう理解でいいですか。

○塚部原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

原子力規制庁、塚部です。

この定期的な目視確認というのは、コンクリート構造物等については、土木構築物も含めてですが、年に1回程度の頻度でそれぞれ目視点検することになってございます。リバウンドハンマーにつきましては、当然、必要なときは実施しておりますし、例えば、今回の30年目の評価に当たって評価点を抽出する際に、リバウンドハンマーを使って、実際、一番弱そうなところからコア抜きをしたりとか、そういう意味で、リバウンドハンマーも、当然、保全といいますか、点検の方法としては採用されてございます。

○石渡委員

それは、でも、音を聞くというのではなくて、それはハンマーで打って跳ね返ってくる弾性力ですか、それを測定するという装置ですよね、それは。そうではなくて、目視点検をするときに、あちこちをとにかくこんこんとたたいて音を聞くというのは、私は、こういうコンクリートでできているようなものを点検するときに普通行われることではないかなと思っているのですけれども、そういうことは余り原子力施設ではやらないのですか。

○塚部原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

原子力規制庁、塚部です。

そういう意味では、それぞれ点検項目は事業者が定めておりまして、目視点検につきましても、それぞれ要領書等を作つて実施しておりますし、実際、コンクリートをたたくことによって、検査において実際にたたくことまでを含めてやっているかということについては、少し確認をさせていただきたいと思います。

○石渡委員

では、後でそれを教えてください。今すぐ確認をして。

○塚部原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

分かりました。

○杉山委員

今の目視点検に加えて音の点検ということですけれども、確かにそれは重要なことだけは思うのですけれども、現場を想像すると、あの騒音の中でそれが可能なのかという疑問は持ります。ですから、定量的な試験をやっているということがそういった影響をカバーしているのではないかと思うのですけれども、その頻度にもよるかなと、今、そんなことを思いました。

○石渡委員

ただ、原子力施設の中というのは、どこでも騒がしいわけではないですね。そういう点検が十分にできるような場所もいくらでもあると思うので、その辺、実際に、点検する

目視点検というものの内容がどういうものなのかということは、これは、当然、原子力規制庁としては把握していなければいけないと思うのですよね。そのところをちょっと調べてください。

○塚部原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

そちらにつきましては、確認して御回答させていただきます。

○山中委員長

打音検査というコンクリートの検査のことを石渡委員は御指摘いただいていると思います。目視点検、プラス、いわゆる至近距離で見られるような場合には、当然、ハンマーでたたいて音を聞くというのは、トンネルなんかのコンクリートの健全性なんかの試験には使われているのですけれども、原子力でどうかというのはすぐに確認できそうですか。

○塚部原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

少し時間を頂ければと思います。

○山中委員長

そうしましたら、私の方から。特に玄海3号で特徴的なところというのは既に紹介いただいたところなのですけれども、MOX燃料を使われるということで、照射量の評価というのを保守的に評価していると思うのですけれども、条件等が分かりましたら教えてください。

○塚部原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

原子力規制庁、塚部です。

MOX燃料を使うことによって、そういう意味で、局所的に線量が高くなる、照射量が高くなるということを加味しております、先ほど保守性と言いましたのは、1.2倍するということで計算をしてございます。これも局所的には最大で考えてこれぐらいかなという数字になってございます。さらに、この数字につきましては、元々MOXの工認等のときに説明された内容と整合した形になってございます。

○山中委員長

MOXを入れるときに、もう既に審査の中で使っている条件だということですね。

○塚部原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

はい。MOX燃料を最初に入れるときの工認で、どのような形で評価を行って、1.2倍という数字は具体には出てこないのですが、当時行った計算を見ると1.2倍で計算しているという状況でございます。

○山中委員長

これは他の原子炉でもMOXを使っている原子炉があると思うのですけれども、大体1.2倍で評価しているのですか。

○塚部原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

はい。MOXを使っている炉としましては、関西電力の高浜3・4号炉と伊方3号炉がその他にございますが、高浜3・4号については1.2倍を使ってございます。伊方についてはまだ審査中でございますが、1.1倍という数字を使っていると認識しております。この違いに

については、また伊方の方の審査で確認しようと思ってございます。

○山中委員長

あと、評価方法の最新化というお話が若干説明の中で出てきたのですけれども、具体的に何かこういう評価法が今回新しくなったよとか、改良したよとかいうのがあるのですか。

○塚部原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

原子力規制庁、塚部です。

直近で川内の1・2の審査をしておりますので、同じ九州電力として、評価方法は基本的には川内1・2と同様な評価となってございます。ただ、最新知見といたしまして、それぞれ海外のトラブル事例でありますとか、そういうものへの対応については、審査の中で確認したという状況でございます。

○山中委員長

すみません。具体的にどういうものが新しくなったのかというのは何か分かりますか。

○塚部原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

最新知見でいいますと、米国のロビンソン2号機の炉槽心の亀裂が見つかった事象とか、それに関して、当該プラントにおいてどのような対応が行われているか等については、審査でも確認いたしました。

○山中委員長

そのほか、いかがでしょう。よろしいですか。

先ほどの石渡委員の御質問に対する答えはもう少し掛かりますか。どうしますか。その答えが出てからの方がよろしいですよね。

○片山長官

認可の御決定の前提として必要だということであれば、まとまるまで、ひょっとしたら本日できないかも知れません。いつ頃情報が集められるかというのは、何か今言えることはありますか。なければ、まず、御決定の前提としてその情報が要るのかどうかという。

○石渡委員

ここに、審査書に目視点検ということが何回も出てくるわけですね。目視点検というのをこういうことをやることについて、きちんと説明できないというのはまずいと思います。

○塚部原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

ここで書いております目視点検というのは、正に目視で確認しているというところを書いてございまして、一方、事業者が定期的に実施している保全の点検において、実際、ハンマー等を使って確認しているかというのは、今、別途確認させていただこうと思っている点でございます。

○石渡委員

ですから、それが確認できた上で判断したいと私は思います。

○片山長官

だとすると、まず、議題3を先にやっていただきまして、そこまでに間に合わなければ、また後日改めてお諮りしたいと思います。

○山中委員長

それでは、議題2は石渡委員の質問に対する回答が得られてから議論をするということで、議題3をまず先に議論したいと思います。

議題3ですが「原子力規制委員会行政文書管理要領の改正」です。

説明は、総務課の中崎調整官、技術基盤課の照井補佐からお願ひいたします。

○中崎長官官房総務課企画調整官

総務課の中崎と申します。

私どもからは、行政文書管理要領改正について、資料3に基づいて御説明をいたします。

まず「1. 趣旨」でございます。本議題は、先般の、原子炉等規制法改正により、がございました。その際に新しい認可制度の導入等がございまして、それに伴いまして、文書管理要領の改正の決定について付議するものであるということでございます。

「2. 改正の概要」のところでございます。大きく2点ございまして、1点目は、先ほど申し上げた認可制度の関係で専決事項を新たに定めるということと、それから、2点目は、その他の専決事項、あるいは条ずれ等の適正化、こういったものを行うというものでございます。

まず、1点目、(1)でございますが「長期施設管理計画の認可制度関係」について、規制企画課から御説明いただきます。

○照井原子力規制部原子力規制企画課課長補佐

規制企画課の照井でございます。

まず「(1) 長期施設管理計画の認可制度関係」でございます。具体的な規定案については、4ページ目以降に別紙という形でつけさせていただきますが、基本的には原子力規制委員会資料をもって説明をさせていただきます。

まず、長期施設管理計画の認可制度に係る所要の手続でございますけれども、①から次のページの⑥までに整理をしてございます。

御承知のとおり、新しく入れる予定である長期施設管理計画の認可制度というものについては、現行の高経年化技術評価制度、それから、運転期間延長認可制度、これを統合した制度ということになってございますので、これら現行の制度に係る専決事項、これを参考に長期施設管理計画の専決事項を整理したというものでございます。

具体的にはですけれども、現行の高経年化技術評価制度、これについては、重要なものを除いて長官による専決処理が可能となっているというものでございまして、もう一方の現行の運転期間の延長認可制度、これについては、専決処理の対象となっておらず、原子力規制委員会にお諮りをしているというものでございます。

こういった現行の制度に係る専決事項を踏まえまして、新しい長期施設管理計画の認可制度についても、この考え方を踏襲して設定したいと考えてございます。

具体的には現行の運転期間の延長の認可に相当する時期、具体的には40年、あるいは新制度においては60年目以降ということになりますけれども、こういった時期の計画の認可、それから、内容的に重要なものの、これについては原子力規制委員会にお諮りをするということとさせていただきたいと思っていますし、それ以外のものについては、長官による専決処理ができるような規定という整理をしたいと考えてございます。

この相当する時期についてでございますけれども、これは制度設計のところの議論の中で、こういった40年、あるいは60年を超えて運転しようとするときについては、特別点検を実施するということを求めてございまして、これらを超えるときには特別点検の方法、その結果というものが計画の中に含まれるということになりますので、特別点検の方法及びその結果が含まれるものということで規定をしたいと考えてございます。

おめくりいただきまして、②でございますけれども、これは変更の認可の規定でございまして、これについては、既に認可を受けた長期施設管理計画を変更するというものでございますので、その変更の内容に応じて判断をしたいと考えています、その内容が重要なものであれば原子力規制委員会にお諮りをし、それ以外については長官による専決処理ができるようにしたいと考えてございます。

それから、③でございますけれども、これは少し事務的な手続でございまして、この認可の際には経済産業大臣等に通知をするということが規定されてございまして、こうした通知という事実行為については、主管課等の長による専決処理とさせていただきたいと考えてございます。

それから、④でございますけれども、これは既にスタートしてございますけれども、新制度に向けた円滑な移行のための行為ということで、準備行為というものを改正法の附則の中で定義をしてございます。

この準備行為というのは、今御説明したとおり、新しい長期施設管理計画の認可制度への円滑な移行を行うためのものというものですので、この準備行為に係る専決ということについても、それぞれ①から③と今御説明させていただきましたけれども、その専決処理の例によって処理をさせていただきたいと考えてございます。

それから、⑤ですけれども、これも制度設計のときに御議論いただきましたけれども、現行制度下において特別点検を実施した場合の取扱いについてでございますが、これについては、現行制度下で特別点検を実施して、更に、現行法による認可を受けているという場合については、これは新制度下の特別点検に代えることができるという特例を認めることにしてございますので、この特例を適用した申請に対する適用に関しては、長官による専決処理ができるようにしたいと考えてございます。これはもちろん重要なものを除いてということでございます。

それから、最後、⑥でございますけれども、追加点検、これは2回目以降の特別点検のことございますけれども、これについては、技術的妥当性が示せれば、初回にやった特別点検と異なる方法で実施することを可能とするということを制度として規定してござい

ます。

この異なる方法については、あらかじめ点検前に事業者に予見性を与える。その方法が妥当なのかどうかということについては確認できるという制度を作つてございまして、この事前確認については、実績を踏まえて柔軟に判断できるようにしたいと考えてございまして、重要なものを除いて長官による専決処理ができるようにさせていただきたいと考えてございます。

以上①から⑥が長期施設管理計画の認可制度に係る専決処理事項でございまして、規定としてはこのように整理をさせていただきたいと思ってございますけれども、実際に運用するに当たっては、案件に応じて原子力規制委員会にお諮りしながら進めていくということを想定してございます。

(1) 関係については、以上でございます。

#### ○中崎長官官房総務課企画調整官

続けて、(2)について、総務課、中崎から御説明をいたします。

今回のこの文書管理要領の改正のタイミングで、先ほど(1)の新しい制度についての説明がありましたけれども、これ以外で改正ニーズがないかというものを序内で聞いておりまして、その結果上がってきたものを集約しております。それが(2)でございます。また、専決事項等の改正以外にも、条ずれ等の細かな修正、適正化というものを行っているということでございます。

具体的には、①でございますけれども、原子力規制検査等に関する規則に規定されている追加検査に関するものでございます。追加検査を実施するかどうかとか、あるいは検査の結果といったような中身に関わるものは原子力規制委員会の報告・了承事項として、その内容を相手方に通知するという発出事務そのものについては、管理官専決としたいというのが①でございます。

3ページに参りまして、次に、②についてでございます。会計の関係でございますけれども、国有財産の増減を伴わない定例的な、例えば、財務省への報告とか、そういったような軽易なものについては、課長専決、会計参事官合議としたいというのが②でございます。

次に、③でございます。個人情報の漏えい等の事案が仮にあった場合には、セキュリティポリシーに基づいて、最高セキュリティ責任者とか、あるいは原子力規制委員会に報告をするということになりますけれども、その事案があった旨は個人情報保護委員会にも報告をする必要がございます。その個人情報保護委員会への報告事務、これを法令審査室長専決としたいというものでございます。

次に、④についてでございます。④は保障措置の関係でございます。保障措置の分野においては、定例的に行う立入検査がございまして、そのような場合には、立入検査実施要領というものを作つて、その内規に基づく立入検査の場合に限つて既に専決運用がなされているところでございますけれども、現在の専決事項の書き方が大分広い書き方になつて

おりますので、内規に基づくものに限るのだという趣旨をしっかりと条文上明確化するということが④でございます。

最後、⑤でございます。今回のこの文書管理要領には、専決事項以外にも官報に掲載する訓令簿、その他一般の訓令簿という文書番号等を管理するための帳簿の様式も定めているところでございます。一方で、今や文書番号の管理というものは、文書管理システムのシステム上で行ってございまして、こういった帳簿類というものは実運用上使用してございませんので、この機会に実運用に併せて削除したいというのが⑤でございます。

以上が改正の概要でございまして、最後に3. でございます。先ほど御説明した内容のとおり改正することについて、御決定いただきたいというものでございます。

「なお」として施行日についてでございますけれども、改正原子炉等規制法の本格施行するものについては、その施行日と合わせて令和7年6月6日とし、それ以外については原子力規制委員会決定の日に施行したいと考えているところでございます。

説明は以上です。よろしくお願ひします。

○山中委員長

御質問、御意見等はございますでしょうか。いかがでしょう。

○杉山委員

御説明ありがとうございました。

まず、(1)の話ですけれども、①から⑥まで、今回の制度移行のパターンを考えると、細分化されて結構複雑な御説明だったと思いますけれども、簡単に言えば、長期施設管理計画というものは基本的に長官専決で行うけれども、特別点検や追加点検が含まれるようなどころは別という扱い、あとは個別に重要とみなされたものも別扱い。ここでやはり重要なとみなすかどうかの判断がまた重要なかと思います。

例えば、30年目の長期施設管理計画であっても、新制度が始まって最初の案件とかは、決裁を誰がするかというよりは、やはり内容は原子力規制委員会で確認させていただきたいたいなと思っております。その辺りを含めて、重要なかどうかの判断をこれからしていくべきかなと思いますが。

○照井原子力規制部原子力規制企画課課長補佐

規制企画課、照井でございます。

杉山委員の御認識のとおりでございまして、これまでほかの制度の運用においても、ほかの許認可においても、例えば、新規制基準に関して言いますと、新規制基準で最初にやる工事計画であるとか、これは川内のときですけれども、あるいは保安規定であるというものは、初回のものということで原子力規制委員会にお諮りをして、その際に、併せてその後の処理については、専決で処理をするということも併せてお諮りをするというような運用をしてございます。

あるいはほかの、例えば、柏崎のときの保安規定の認可であるというようなものについては、審査状況報告という形で原子力規制委員会に報告しながら、以後の事務的な処理の

ところは専決で処理をさせていただくということで、併せて原子力規制委員会にお諮りをするというような運用をしているものでございます。

今回の長期施設管理計画の認可制度についても、やはり初回のものというものについては、重要なものということになるかなということは想像してございまして、基本的に初回のものについては原子力規制委員会にお諮りし、そのときに今後の取扱いについても、併せて、必要があれば、お諮りをするということを、今のところ、想定をしているというものでございます。

○山中委員長

杉山委員、よろしいですか。

○杉山委員

はい。ありがとうございます。

○山中委員長

ちなみに、重要かどうかの判断というのは、どういうタイミングでどうできるのですか。

○照井原子力規制部原子力規制企画課課長補佐

規制企画課の照井でございます。

今言った初回のものというのは一つの例でございますけれども、その内容については、やはり申請が出てきてみて、あるいは審査をしてみないと分からぬといふところもございますので、その内容に応じて、都度、原子力規制委員会にお諮りをしながら進めていくということを想定してございます。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

どうぞ。

○石渡委員

3ページ目の上の方の③で「専決者を『法令審査室長』として新設する」、これは規定では何ページのどこを見ればよろしいですか。

○吉野長官官房総務課長

総務課長の吉野でございます。

通しの15ページを御覧ください。事項番号の14のところです。これが、漏えいは先ほど代表例で3ページの方は書かせていただいていますけれども、漏えいの報告に関するところで、法令審査室長を新設してございます。

○石渡委員

分かりました。第1項の規定については、法令審査室長を新設するということですね。第2項は、これは次長ということになるわけですね。分かりました。

○山中委員長

そのほかはいかがでしょう。よろしいですか。

それでは、別紙のとおり、原子力規制委員会行政文書管理要領の一部の改正を決定して

よろしいでしょうか。お一人ずつ頂きたいと思います。

○田中委員

管理要領の改正をしていいと考えます。

○杉山委員

決定してよいと考えます。

○石渡委員

決定してよいと考えます。

○山中委員長

私も決定してよいと思います。

それでは、そのとおり決定したいと思います。

以上で議題3を終了いたします。

議題2の準備はできていますでしょうか。

それでは、説明をお願いします。

○塚部原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

実用炉審査部門の塚部でございます。

先ほど議題2の御説明の際に石渡委員から御質問がありました、点検において実際にコンクリートをたたいて確認しているかという件でございますが、答えとしましては、実際、先ほどの点検の中でコンクリートをたたいて確認をしているということでございます。具体的には、要領で毎年1回定期点検をして、その中で目視点検をしておりますが、実際にひび割れがあるかとか、あとは、剥離があるかどうかというところも確認の項目、判断基準になってございまして、実際、弱そうなところがあれば、当然、たたいて、その状況についてもきちんと確認しているということを確認いたしました。

以上でございます。

○石渡委員

分かりました。だから、目視点検の中にそれは含まれているという理解でよろしいですね。

○塚部原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

はい。御指摘のとおりです。

○石渡委員

了解しました。

○山中委員長

よろしいでしょうか、石渡委員。

それでは、別紙2のとおり、玄海原子力発電所の保安規定変更認可を決定してよろしいでしょうか。お一人ずつ頂きたいと思います。

○田中委員

保安規定変更認可を決定していいと考えます。

○杉山委員

決定してよいと考えます。

○石渡委員

決定してよろしいと思います。

○山中委員長

私も決定でよろしいかと思います。

それでは、そのとおり決定したいと思います。

以上で議題 2 を終了いたします。

そのほか、何かございますでしょうか。よろしいですか。

ないようでございますので、本日の原子力規制委員会はこれで終了したいと思います。

どうもありがとうございました。